行政ふくしま

2022.9 No.140

板倉神社から阿武隈川を望む（写真提供：小田島 達也）

福島県行政書士会

https://www.fukushima-gyosei.jp/

- 会長あいさつ
- 特集記事
  業務専門委員会 業務情報
- 行政書士制度広報月間始まる！

目　　次

会長あいさつ …… 1

令和4年度「第63回 定時総会報告」 …… 2

福島県行政書士会会長表彰受賞者…… 3

特集記事

第一委員会　法律改正の動向情報…… 4

第二委員会　実務に関わる業務情報 …… 5

第三委員会　車検証の電子化について …… 6

第四委員会　出入国･在留手続きの情報

ウクライナ避難民に関する情報 …… 7

第四委員会　財産管理における不正の防止について…… 8

第五委員会　最低賃金の引き上げの影響等について…… 9

令和4年度 第2回 理事会報告 …… 10

行政書士制度広報月間始まる! …… 11

おかめはちもく …… 12

会員の動き　新入会員の紹介 …… 13

変更届 …… 15

行政書士法人の紹介 ／ 退会者 ／ 訃　報

会費納入について（お願い）

会務日誌 …… 16

編集後記 ／ 写真説明 …… 17

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

ごあいさつ

会長　**金　沢　和　則**

今年度の第63回定時総会につきましては、3年振りに会場にて会員の皆様にご参集いただき開催することができました。担当されたいわき支部の皆様には感謝申し上げます。ただし、懇親会の開催ができず、せっかくのハワイアンズを堪能できなかったことは残念でした。しかし、いくつかのご質問ご意見を頂戴しましたが、会員の皆様からご理解、ご協力を賜り、無事に終えることができました。また、今年度の事業計画、予算ともにご承認いただき感謝申し上げます。

今年度もコロナウイルス禍の第7波(本校執筆時)により、私たちの生活様式にも大きな影響があり、様々な困難が生じています。そういった状況のなか、本会の事業執行においても、昨年同様、本会会務等においても様々な支障が生じることが予想されますが、役員一同知恵を絞って対応してまいりたいと思いますので、会員の皆様におかれましても、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

現在、日行連においては、総務省からの委託事業として、マイナンバーカードの代理申請事業を進めています。本会においても、多くの会員の方に相談員登録をしていただき、事業展開をしているところではありますが、コロナの影響もあり、施設等の訪問が制限されていることもあり、代理申請数については伸び悩んでおります。マイナポイントの付与は現在のところ9月末までに交付申請をしたものに限られることから、今後の追い込みに期待するところであり、相談員に登録された会員の皆様には、より一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

10月は行政書士制度強調月間です。例年、広報の一環として関係官公署へのあいさつ回りを行っておりましたが、昨年はコロナの影響があり、直接の訪問は実施せず、郵送にて文書をお送りすることといたしました。今年は、本校執筆時においては、規模は縮小しながらも一部は訪問することとしております。例年どおり、空き家・所有者不明土地問題や成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークの構築及び中核機関の設置に関して、更なる行政書士活用をアピールできればと考えております。その他、コロナ禍における、今だからこそ、行政書士がお手伝いできることをお伝えしていきたいと考えています。

さて、デジタル庁においては、行政手続きのデジタル化を促進するために、現在、マイナンバーを活用した国家資格等情報連携・活用システムの構築を進めております。今のところは、行政書士の資格は対象外ですが、来年には対象になる予定です。今後は、許認可申請におけるオンライン化の際に、資格認証として使われることが想定されております。さらには、マイナポータルからの登録申請も視野に入っています。そのため、日行連においては、資格情報の連携を考慮し、現在、会員登録・管理システムの刷新を進めています。今後は、登録申請、変更申請、その他全てのオンライン化を想定し、単位会との連携を図り登録システムの一元化を図ります。また、事務局内のDX化にも取り組む予定です。本会においても、日行連同様、組織のDX化が求められることとなります。役員の皆様とともに時代に取り残されることなく進めていきたいと考えます。会員の皆様におかれましても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年度「第63回 定時総会報告」

いわき支部長　**鵜沼　理人**

〈開催日時〉令和４年５月30日(月)　午後１時から
〈開催場所〉いわき市「スパリゾートハワイアンズ　３階 ラピータ」
〈出席者数〉67名
〈委 任 状〉335通（定足数245名）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、マスクの着用、来賓の縮小、表彰式の中止、議事進行のため事前質問への回答書の配布などを行って開催しました。

定刻、村﨑能文会員の司会進行により、第63回定時総会が開催されました。開会のことばを副会長鵜沼理人が述べた後、物故会員に対し黙祷をもって哀悼の意を捧げました。金沢和則会長の挨拶に続き福島県行政書士会会長表彰者、喜寿功労者への感謝状授与者及び日本行政書士会連合会会長表彰者、東北地方協議会会長表彰者の紹介が行われました。日本行政書士会連合会会長代理専務理事田後隆二氏より祝辞を頂き、その後来賓紹介、祝電披露が行われました。

司会者より定足数の発表があり、議長にいわき支部小泉誠会員、副議長に同支部加藤和志会員が選出されました。議長より書記としていわき支部佐藤亮会員、蛭田貴会員が指名され、議事録署名人にはいわき支部大平勇一会員、遠藤孝則会員が選出されました。

議事に先立ち齋藤吉人議事運営委員長より挨拶及び議事運営委員会の報告があり議案審議に入りました。

執行部より報告第１号令和３年度事業報告について説明があり、事前質問（７件）について、回答書への再質問を優先に質疑応答がされ、拍手多数により承認されました。

議案第１号令和３年度一般会計収支決算、議案第２号令和３年度特別会計互助事業費収支決算、議案第３号令和３年度特別会計斡旋品収支決算、議案第４号令和３年度特別会計丁種封印事業費収支決算、第５号議案令和３年度特別会計ADRセンター福島事業費収支決算は一括上程され、馬場悦之進経理部長より説明がありました。その後に武田兵一代表監事より監査報告がされました。事前質問がなかったことから、採決に入り議案第１号、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号は原案どおり挙手多数により可決承認されました。

続いて議案第６号令和４年度事業計画（案）、議案第７号駐車場敷地拡張について（案）、議案第８号令和４年度一般会計収支予算（案）、議案第９号令和４年度特別会計互助事業費収支予算（案）、議案第10号令和４年度特別会計斡旋品収支予算（案）、議案第11号令和４年度特別会計丁種封印事業費収支予算（案）、議案第12号令和４年度特別会計ADRセンター福島事業費収支予算（案）について会長・経理部長より説明があり、事前質問（８件）について、回答書への再質問を優先に質疑応答がされました。採決に入り議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第９号、議案第10号、議案第11号、議案第12号は、挙手多数により可決承認されました。

議案第13号任期満了に伴う日本行政書士会連合会代議員選任の件について日本行政書士会連合会代議員４名の選任が上程され、選考によって副会長鵜沼理人、菅野良成副会長、村越泰典総務部長、松本裕次政連幹事長が選出されました。議場に承認を求めたところ賛成多数で承認されました。

議事運営委員長、議長の挨拶のあと、菅野良成副会長の閉会のことばで令和４年度定時総会は終了しました。

福島県行政書士会会長表彰受賞者

1. 表彰状

（1）規則第3条第1項第一号該当者

福島支部	紺野　裕	郡山支部	石井　泰子	いわき支部	佐藤　亮
	深瀬　善太	県南支部	中平　道和		佐々木次男
	広川　康明		水野　忠重		草野　義裕
	楠田　求		小針　俊郎		大内　政雄
	湯田　宗男		荒川　譲		齋藤　吉人
	小野　秀樹	会津支部	真船　茂	相双支部	菅野　良成
	佐藤　重幸		倉茂　洋一		
	坂詰　理恵		雪　郷志		（以上 22 名）

2. 喜寿祝

（1）規則第2条第2項

三瓶　公一（郡山支部）	佐藤　義美（県南支部）	薄葉　邦雄（いわき支部）
高宮ケイ子（郡山支部）	加藤　一彦（会津支部）	比佐　武（いわき支部）
国井　春吉（県南支部）	渡部　恵喜（会津支部）	鈴木　好子（いわき支部）
佐藤　雅昭（県南支部）	伊藤　仁平（いわき支部）	
阿部　幹雄（県南支部）	澤田冨三夫（いわき支部）	（以上 13 名）

（昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生）

日本行政書士会連合会会長表彰受賞者（伝達）

福島支部	佐藤　直人	会津支部	長澤　郁夫
郡山支部	新田　孔一	いわき支部	白土　信
県南支部	五十嵐紀市		（以上 5 名）

〔令和4年度 日本行政書士会連合会定時総会（令和4年6月16日）に於いて表彰〕

日本行政書士会連合会東北地方協議会会長表彰受賞者（伝達）

福島支部	佐藤　正貴	会津支部	馬場悦之進	いわき支部	薄葉　邦雄
郡山支部	渡邉　隆一	いわき支部	小泉　誠	相双支部	菅野　良成
県南支部	加藤　栄一	いわき支部	村井　邦保		（以上 8 名）

〔令和4年度 東北地方協議会定時総会（令和4年6月9日）に於いて表彰〕

特集記事

第一委員会 ▶土地、農業、都市計画等に関連する業務

法律改正の動向情報

第一委員長　**藤　田　安　宏**

令和３年７月の静岡県熱海市において発生した土石流災害の一因に「不法な盛土」が挙げられ、国が全国における盛土の点検が必要な箇所を都道府県知事をして調査したところ、令和３年 11 月時点で約 3.6 万箇所であることが判明したとのことです。

現行の法制度では、盛土に関し一律の基準で規制する法律はなく、宅地・森林・農地など各法律により開発規制されています。そこで、国は、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（いわゆる盛土規制法）」を令和４年３月 10 日閣議決定しました。今度、法律の公布、公布日から１年以内の施行となるようです。併せて、各都道府県等が同趣旨の条例制定に動いているようです。

福島県における現在の取り扱いは、現在検討中とのことです。（これは、行政書士会として確認したものではありませんが、個別案件での照会における回答（令和４年７月）であることをご承知ください。）

よって、私たちが、この種の盛土に関する業務相談等を受ける場合には、この法律の改正・施行等の状況を注視しつつ、各市町村の規制条例等の有無を確認した上、「個別の規制法の開発許可手続き」「自然保護・環境関係の手続き」「その他、土地に関する法令等の手続き」を視野に入れ、慎重に行う必要があると考えます。（個人的には、「法規制が厳しくなる前に盛土したい。」等と隠された理由のある業務依頼には、特に十分留意しての対応が肝要かと思量します。）

現行法等における一般的に考えるべき事項

①個別規制法の開発許可手続き例示

- 林地開発許可……（森林法）
- 開発許可……（都市計画法）
- 農用地区域からの除外……（農業振興の整備に関する法律）
- 農地転用許可……（農地法）

②自然保護・環境関係の例示

- 国立及び国定公園又は県立自然公園内の行為の許可、届出、承認、認可
  ……（自然公園法、県立自然公園条例）
- 自然環境保全地域、緑地環境保全地域内の行為の許可、届出、協議 ……（県自然環境保全条例）
- 環境影響評価の実施……（県環境影響評価条例）

③その他の例示

- 埋蔵文化財等の埋蔵地発掘・発見の届出 ……（文化財保護法）
- 県景観形成重点地域、景観計画区域における行為の届出……（景観法）
- 法定外国有財産の使用許可、払い下げ等 ……（国有財産法）
- 土地売買等契約後の届出……（国土利用計画法）

注）この書面に、必要手続きを包括的・網羅的に漏れなく示すことは出来ません。各担当窓口での確認が必要であることをご承知おき下さい（今後、法改正内容が明確になった段階で、情報を提供できるようにします。）

特集記事
第二委員会

実務に関わる業務情報

▶建設業、環境に関連する業務

第二委員会　長　岡　寛　道

① 経営事項審査　令和5年1月改正

令和５年１月１日より経営事項審査が改正となります。改正点は「その他社会性（W）」の以下の項目となります。

1) W1-9 ワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する取組の審査基準及び評点
2) W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
3) W1-10 の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容
4) W7 建設機械の保有状況の改正内容
5) W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

改正の背景は、建設業における担い手の育成･確保、災害対応力の強化、環境への配慮を推進するため、これらに向けた建設企業の努力を適正に評価、後押しすることがあります。担い手の育成・確保として、女性活用推進法に基づく「えるぼし認定」、次世代法に基づく「くるみん認定」等を評価対象とし、また、建設キャリアアップシステムを導入し就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況を評価します。災害対応力の強化として、建設機械の保有状況に関する評価における対象機械に、振動ローラー、解体用掴み機、高所作業車等が追加となります。環境への配慮として、エコアクション21が評価対象に追加されます。なお、W1-9、W1-10の追加に合わせて、P点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数が変更になります。（W1-9、W1-10で加点がない場合は、現行よりＷでの評価が若干下がります。シミュレーションでの注意が必要です。）

詳細は、国土交通省の以下 URL に資料が掲載されております。

経営事項審査の主な改正事項
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00034.html

② 福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

令和４年６月に表記の「建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」が改訂されました。本県でも「CCUS 推奨工事」「CCUS 義務化工事」の実施が予定されております。５月の新聞報道では実施目標「CCUS 義務化工事」13 件とあり、急速に普及が進むものと思います。（以下は上記実施要領の掲載 URL です。）

実施要領　https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/517517.pdf

なお、令和５･６年度の福島県工事等入札参加資格審査申請においては、主観的事項の評価項目に建設キャリアアップシステムの実施状況等の項目はありませんでした。

経審・入札を通して建設キャリアアップシステムについての相談が増えるものと予想されます。行政書士も事業所 ID の取得が可能となり、事業所や技能者の代行登録申請が可能になりました。

特集記事
第三委員会 ▶運輸・交通に関連する業務

車検証の電子化について

第三委員長　**青　山　良　一**

第三委員会より車検証の電子化について報告致します。

【概　要】

令和５年１月４日より車検証の電子化に伴い、車検証が現行の A4 サイズの紙の車検証から A6 サイズ厚紙の IC カードへ変更となる。

【解　説】

令和５年１月４日より自動車検査証を電子化し、印面には必要最小限の記載事項（現在の車検証でいうところの自動車基本情報と使用者氏名）を除き自動車検査証情報は IC タグに記録します。IC タグの情報は汎用のカードリーダーが接続された PC や読み取り機能付きスマートフォンで参照可能となります。（車検証閲覧アプリは令和５年１月から利用開始）

これにより一部の手続きについて運輸支局への出頭が不要となります。

出頭が不要となる手続きとしては

▶ 出頭不要

- 継続検査（車検）
  ※運輸支局へ自動車の持込みを要しないもの。

▶ 一部出頭不要

- 車検証印面に記載されている情報の変更を伴わない変更登録
  例：所有者、使用者等の管轄変更を伴わない（使用者氏名、ナンバー変更が無い）変更登録等
  （同管轄内での住所変更登録等）
- 車検証印面に記載されている情報の変更を伴わない移転登録
  例：所有者の管轄変更を伴わない（使用者氏名、ナンバー変更が無い）移転登録
  （所有権留保の解除等）

出頭不要となる継続検査（運輸支局へ自動車の持ち込みを要しない指定整備工場等の場合）の例でもう少し詳しく説明します。現在は、車検証記載の車検有効期限を書き換えるために指定整備工場等がユーザーから車検証の原本を預かり、運輸支局へ車検証を返納して、車検有効期限を書き換えた新しい車検証と車検ステッカーの交付を受け、それをユーザーへ渡しています。これは OSS 申請でも紙申請でも同じです。

新制度では、指定整備工場等はオンラインで運輸支局へ継続検査の申請を行い、運輸支局内で審査し、適当と認めた後、指定整備工場へデータを送信します。指定整備工場はそのデータを受信し IC タグの内容を書き換え、預かった車検証をユーザーへ返します。

車検ステッカーも指定整備工場が発行可能となるので、運輸支局へ出頭することなく車検有効期限の書き換わった車検証をユーザーへ渡すことが可能となります。

以上、第三委員会からの情報とさせていただきます。

特集記事
第四委員会

出入国・在留手続きの情報（令和4年8月20日現在）

出入国在留管理庁（令和4年5月31日発表 抜粋）

▶国際渉外に関連する業務

第四委員長　**安　藤　　強**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による帰国困難者に対する在留資格上の特例措置の終了について

在留期限が６月 30 日以降の方…「今回限り」として、以下のとおり在留期間の更新を許可します。

a)「特定活動（6 か月）」等で在留している方 ➡ 「特定活動（4 か月）」

b)「短期滞在（90 日）」で在留している方 ➡ 「短期滞在（90 日）」

帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなります。

令和４年 11 月１日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、上記の「今回限り」の措置が認められています。

詳細は出入国在留管理庁ホームページでご確認ください。

特集記事
第四委員会

ウクライナ避難民に関する情報

▶国際渉外に関する事務

第四委員会　**青　田　義　仁**

本年２月 24 日、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、ウクライナ大統領のウォロディミル・ゼレンスキー大統領は同日戒厳令を発布、さらに 18 歳から 60 歳までの男性を原則出国禁止とする総動員令に署名し、戦闘状態に入りました。岸田文雄首相は３月、日本に避難してきたウクライナ避難民について、「人道的な観点から幅広く柔軟に受け入れる」との声明を発表し、８月８日現在までに 1,705 名のウクライナ避難民を受け入れています。今回の特集では、出入国在留管理庁発表の詳細値をお伝えします。

月別ウクライナ避難民入国者数（速報値）

3月	4月	5月	6月	7月	8月8日時点	合計
351人	471人	332人	282人	224人	45人	1,705人

〈男女別〉 ※8月7日現在

男　性：437人 ……（25.7%）

女　性：1,264人 ……（74.3%）

〈年代別〉 ※8月7日現在

18歳未満：371人 ……（21.8%）

18歳以上 61歳未満：1,108人 …（65.1%）

61歳以上：222人 ……（13.1%）

〈在留者数【在留資格別】〉 ※8月7日現在

特定活動：1,402人

短期滞在：　117人

そ の 他：　123人

※すでに出国済みの者等は含まず

〈福島県の在留者数〉 ※8月7日現在

9名

〈全国の支援申出件数〉 ※8月5日現在

1,748件

〈受入態勢〉

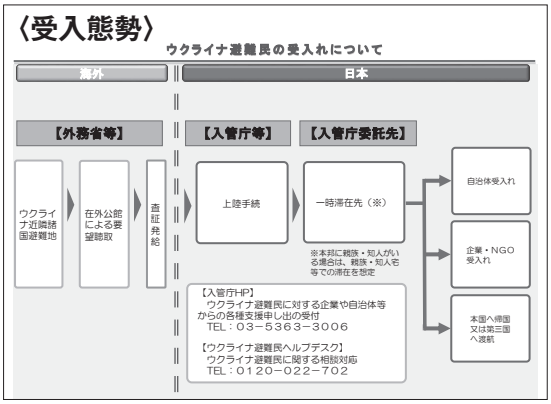

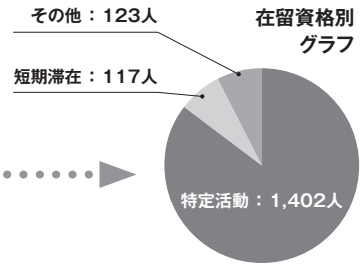

在留資格別グラフ

出典：出入国在留管理庁Webサイト　https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/01_00234.html

特集記事
第四委員会 ▶民事に関連する業務

財産管理における不正の防止について

第四委員会　根　本　奈　穂　子

令和４年３月25日、第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。この中には、「不正防止の徹底」について盛り込まれています。

財産管理における不正

後見等の申立ての動機で最も多いのは預貯金等の管理・解約です。他にも不動産の処分、相続手続、保険金受取等の財産関連の項目が多く見られます。大変残念なことに、毎年のように不正が起こっています。特に我々行政書士を含めた職業後見人が不正に関わっていた場合、世間からより厳しい目を向けられていると感じております。この機会に、財産管理面での不正防止について改めて考えてみたいと思います。

成年後見制度の基本理念、目的

他の成年後見業務と同様に、財産管理事務においても、本人の身上監護に資することが最大の目的となっています。本人を取り巻く事情や環境の変化に注意しながら、「本人のために」行うことが求められます（民法第858条）。

財産管理のおもな実務におけるポイント

管理財産の金額の多寡にかかわらず、成年後見人等には、「善管注意義務（民法第644条）」が生じます。これは、自己の財産と同等の注意だけでは足りず、より重い義務となっています。

- 小口現金　…長時間にわたり、高額の現金は手元に置かない。家庭裁判所等に合理的な説明ができる範囲で。現金出納帳への記帳をこまめに行い、証拠書類（領収書等）もきちんと保管しておくこと。施設等への預り金についても同様に。
- 預貯金　…こまめに通帳記入をし、可能な限り口座間での取引とする。残高が高額な場合は、定期預金等にすることが望ましい。後見制度支援信託等の制度（後見が対象）もある。
- 高額な支出 …事前に、家庭裁判所等へ相談すること。「10万円」が一つの目安。
- 居住用不動産の処分 …家庭裁判所の許可が必要（民法第859条の3）。

※その他、家賃収入や配当等の収受、納税等の支払等についても、適切に対応すること。

信頼を得るために

家裁から後見人等に選任された親族以外の第三者のうち、司法書士・弁護士・社会福祉士が80%以上を占めております。我々行政書士が占める割合は3.6%と少ないのが現状です。年に１回の家庭裁判所等への定期報告時にも、「財産の適正な管理」は重要なチェック項目の一つです。業務に携わる我々一人一人が、適正に財産管理し、報告することが「行政書士が行う成年後見業務」に対する信頼へもつながるのではないでしょうか。

※参考までに、（一社）コスモス成年後見サポートセンターでは、会員に対して、３か月に１回の財産管理を含めた業務報告を求めております。きめ細かに管理することで、会員の不正防止に努めています。

参考資料　「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」（厚生労働省）、
「成年後見制度の現状（令和3年3月）」（厚生労働省）
「入会前研修テキスト2018年版」（コスモス成年後見サポートセンター）
「e-Gov 法令検索」（https://elaws.e-gov.go.jp）

特集記事
第五委員会
▶企業経営支援に関連する業務

最低賃金の引き上げの影響等について

第五委員長　**小 田 島 達 也**

2022 年 10 月 1 日から適用される最低賃金の大幅な引き上げが、8 月 2 日に中央最低賃金審議会で決まりました。2022 年の最低賃金は 30 円程度の引き上げとなり、28 円の引き上げとなった 2021 年に続き、過去最高を 2 年連続で更新しました。

福島県においても、福島地方最低賃金審議会が、福島県の最低賃金を現行から３０円引き上げ、時給 858 円にするよう福島労働局に答申しています。（8 月 11 日現在）

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額より低い賃金で契約した場合には、最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、法律によって無効とされて最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。そして、使用者が最低賃金を支払っていない場合には、罰則（50 万円以下の罰金）が定められています。使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合は、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

最低賃金の上昇などで経営状況が圧迫しその結果雇用が減少するなど、企業経営への影響も懸念されます。

一方で、賃金の上昇を条件とする業務改善助成金などの各種の助成金や、賃金の上昇が加点となる事業再構築補助金やものづくり補助金など、企業を支援する施策も多く出ています。

今回の最低賃金見直しに伴って、これらの助成金の提案や補助金の活用を支援することが企業への最大の支援になると思われます。

令和4年度 第2回 理事会報告

報告者 広報部長　安藤 強

〈開催日時〉令和４年６月27日㈪　午後１時30分～午後５時
〈開催場所〉福島県行政書士会館２階会議室及びWeb会議
〈出席者数〉17名
〈欠席者数〉４名

【議　　案】

〈第１号議案〉　会費減額について
可決承認された。

〈第２号議案〉　会費免除について
可決承認された。

【報告事項】

(1) 会費納入状況報告
経理部長より、会費納入状況について報告があった。

(2) 令和４年度東北地方協議会定時総会報告
菅野副会長より、６月９日開催された令和４年度東北地方協議会定時総会について報告があった。

(3) 令和４年度日行連定時総会報告
鵜沼副会長より、6月16日開催された令和４年度日行連定時総会について報告があった。

(4) 行政書士試験に係る試験場責任者の推薦者報告
会長より、県南支部松本裕次会員を推薦したことの報告があった。

(5) その他

【各部・分科会】

(1) 令和４年度執行の基本的協議（総務部・経理部・企画開発部・広報部）
各部・分科会にて活動内容等について協議した。

【協議事項】

(1) 各部会報告
各部長より、各部・分科会で協議した今年度の事業活動について報告があった。

(2) 事業日程調整について
会長より、(1) で報告のとおりである。また研修会等は後日協議して決定するとの説明があった。

(3) その他
総務部長より、駐車場敷地の拡張について総会で承認されたが、７月１日付で土地の借用の契約書を作成した。今後、工事をして駐車場として活用できるように進めていきたいとの報告があった。

【その他】

鵜沼副会長兼「行政書士ADRセンター福島」設立準備特別委員長より、ADR認証申請に必要な添付書類が未提出の理事へ提出のお願いと話し合いがあった。

【閉会のことば】　副会長　鵜沼理人

行政書士制度広報月間始まる！

広報部

10月より1ヶ月間「行政書士制度広報月間」が全国一斉に始まり、当会でも無料相談会や市町村挨拶まわりを実施いたします。

行政書士電話相談会（10月3日開催）

日　時	令和4年10月3日㈪　午前10時～午後4時
場　所	本会相談室2
実施方法	電話相談
担　当	広報部

行政書士制度広報・非行政書士排除のための市町村訪問について（予定）

行政書士制度広報・非行政書士排除を目的として広報部・企画開発部共同事業で支部のご協力のもと、コロナ禍のため規模を縮小しながら、県内市町村、関係官庁等を下記日程で訪問しますので、お知らせいたします。

コロナ禍により令和2年度、令和3年度は郵送で実施したため、2年ぶりの訪問になります。実施後、詳細についてご報告いたします。

（新型コロナウイルス感染拡大の状況により、郵送での実施に変更になる場合があります。）

● 福島支部
【日　時】：令和4年10月17日㈪

● 郡山支部
【日　時】：令和4年9月29日㈭

● 県南支部
【日　時】：令和4年9月29日㈭

● 会津支部
【日　時】：令和4年10月12日㈬

● いわき支部
【日　時】：令和4年10月4日㈫

● 相双支部
【日　時】：令和4年10月11日㈫

おかめはちもく

会員のための自由投稿コーナー

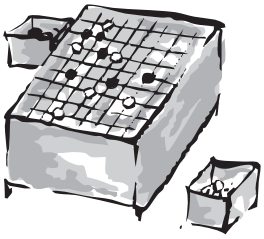

日々是躍心余話③

広報部長　**安　藤　　強**

先月、盛夏の高知県に滞在する機会があった。高知土佐と言えば、カツオと清流と歴史遺産。歴史はさまざまなベクトルで解釈されるが、高知の史跡に積層された無形の歴史の息づかいを私は感じた。

龍馬の出生地（生家）から見た高知のまち、2022

坂本龍馬は1936年、土佐国土佐郡上街本町一丁目（高知県高知市上町一丁目）に生まれる。

当時は生家から高知城の天守閣が見えたと思われる。

1862年3月、この地（土佐藩）を脱藩した龍馬は翌年、「勝海舟の弟子となり海軍のことに精を出しているので40歳までは土佐に帰らず頑張る」と姉の乙女に手紙を書いている。

武市の生家旧宅から武市も見ていた景色、2022

武市半平太（タケチ ハンペイタ・1829年10月24日～1865年7月3日切腹）は土佐勤王党の盟主として土佐藩の藩論を尊皇攘夷論に主導し、多くの志士たちに影響を与えた。

後年、板垣退助は「土佐藩が武市先生を殺した処断は、日本における損失であり洵（マコト）に誤りで有ったと断言できる」と述べている。

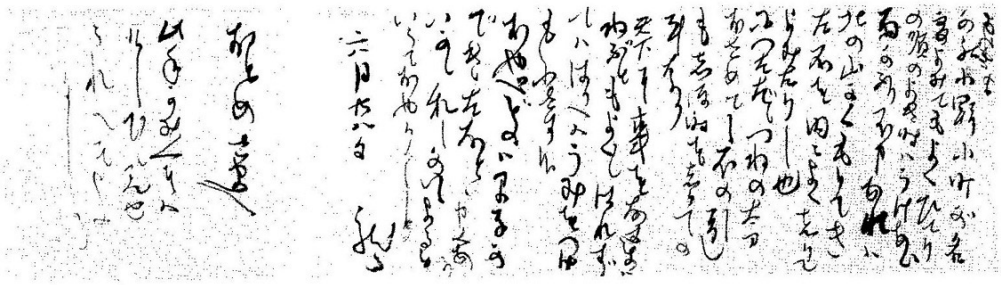

坂本龍馬書簡
1864年6月28日
姉乙女宛

〈以下、現代語訳〉

あの小町が詠んだ名歌にしても、実際日照りが続く時は、絶対に雨が降らないのです。あれは北の山が曇ってきたところをひそかに知った上で詠んだのです。新田忠常が太刀を海に捧げて潮を引かせたのも、干潮の時間を知っていたからなのです。天下に事をなそうとする者は、ねぶとも十分腫れるまで待たないと、膿を出そうと思って刺した針に膿は付いてきません。……（省略）。かしこ　六月二十八日　龍馬　おとめさまへ　（高知県立坂本龍馬記念館 書簡集より）

今回はこれにて。では、ご機嫌よう。

会員の動き

新入会員の紹介 （令和4年4月1日～令和4年8月15日登録者）

氏　　名 高橋幸一郎（たかはし こういちろう）
所属支部　郡山支部
登録番号　第22050519号
会員番号　第2534号
入会年月日　令和4年4月2日
事務所　郡山市並木五丁目14番地20
電話番号　024－954－7286

氏　　名 佐藤麻美（さとう あさみ）
所属支部　福島支部
登録番号　第22050520号
会員番号　第2535号
入会年月日　令和4年4月2日
事務所　福島市鎌田字熊ノ前3－1
電話番号　024－553－9384

氏　　名 尾形淳（おがた あつし）
所属支部　郡山支部
登録番号　第22050521号
会員番号　第2536号
入会年月日　令和4年4月2日
事務所　郡山市富久山町久保田字古町255番地 レジデンスミナミⅡ101号
電話番号　024－983－9745

氏　　名 渋谷知之（しぶや ともゆき）
所属支部　郡山支部
登録番号　第22050522号
会員番号　第2537号
入会年月日　令和4年4月2日
事務所　郡山市朝日一丁目9番14号
電話番号　024－933－5520

氏　　名 芳賀泰広（はが やすひろ）
所属支部　県南支部
登録番号　第22050702号
会員番号　第2538号
入会年月日　令和4年4月15日
事務所　須賀川市岡東町158番地 信栄商事㈱内
電話番号　090－4559－3507

氏　　名 田久里美（たきゅう さとみ）
所属支部　相双支部
登録番号　第22050703号
会員番号　第2539号
入会年月日　令和4年4月15日
事務所　相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田58番地 1ﾃﾅﾝﾄ青田2階1号室
電話番号　080－9831－6515

氏　　名 関根秀也（せきね ひでや）
所属支部　県南支部
登録番号　第22050857号
会員番号　第2540号
入会年月日　令和4年5月1日
事務所　西白河郡矢吹町中丸600番地
電話番号　0248－21－6911

氏　　名 渡辺勝（わたなべ まさる）
所属支部　郡山支部
登録番号　第22051072号
会員番号　第2541号
入会年月日　令和4年5月15日
事務所　郡山市並木二丁目10番地の8
電話番号　024－923－2232

氏　　名 西山政彦（にしやま まさひこ）
所属支部　いわき支部
登録番号　第22051073号
会員番号　第2542号
入会年月日　令和4年5月15日
事務所　いわき市小名浜玉川町南1番地の9
電話番号　0246－58－5544

氏　　名 野地学（のじ まなぶ）
所属支部　福島支部
登録番号　第22051074号
会員番号　第2543号
入会年月日　令和4年5月15日
事務所　福島市笹谷字大谷地27番地の8
電話番号　024－502－6854

氏　　名 髙木則夫（たかぎ のりお）
所属支部　会津支部
登録番号　第22051225号
会員番号　第2544号
入会年月日　令和4年6月1日
事務所　会津若松市河東町福島字島原68番地1
電話番号　090－8925－1147

氏　　名 鈴木香（すずき かおり）
所属支部　会津支部
登録番号　第22051226号
会員番号　第2545号
入会年月日　令和4年6月1日
事務所　会津若松市飯盛二丁目4番28号
電話番号　090－6620－8733

氏　　名 **矢野雅哉**（やの まさや）
所属支部　いわき支部
登録番号　第 22051227 号
会員番号　第 2546 号
入会年月日　令和 4 年 6 月 1 日
事 務 所　いわき市内郷綴町柴崎54番地 ヒルサイドマンションⅡ101
電話番号　0246 － 38 － 3901

氏　　名 **鶴田利幸**（つるた としゆき）
所属支部　いわき支部
登録番号　第 22051228 号
会員番号　第 2547 号
入会年月日　令和 4 年 6 月 1 日
事 務 所　いわき市中部工業団地 4 番地 4
電話番号　0246 － 43 － 2580

氏　　名 **村田和一朗**（むらた かずいちろう）
所属支部　郡山支部
登録番号　第 22051452 号
会員番号　第 2548 号
入会年月日　令和 4 年 6 月 15 日
事 務 所　郡山市鶴見坦 1-7-22
電話番号　024 － 921 － 5685

氏　　名 **小林浩二**（こばやし こうじ）
所属支部　福島支部
登録番号　第 22051714 号
会員番号　第 2549 号
入会年月日　令和 4 年 7 月 15 日
事 務 所　福島市松川町字木曽内裡 22 番地の 1
電話番号　024 － 502 － 6683

氏　　名 **鈴木邦彦**（すずき くにひこ）
所属支部　いわき支部
登録番号　第 22051715 号
会員番号　第 2550 号
入会年月日　令和 4 年 7 月 15 日
事 務 所　いわき市内郷内町前田 38-2
電話番号　080 － 8218 － 5666

氏　　名 **清水淳**（しみず あつし）
所属支部　県南支部
登録番号　第 22051716 号
会員番号　第 2551 号
入会年月日　令和 4 年 7 月 15 日
事 務 所　岩瀬郡天栄村大字飯豊字大山 6 番地 273
電話番号　0248 － 83 － 2137

氏　　名 **斎藤好晴**（さいとう よしはる）
所属支部　郡山支部
登録番号　第 22051717 号
会員番号　第 2552 号
入会年月日　令和 4 年 7 月 15 日
事 務 所　郡山市麓山二丁目 6-16
電話番号　024 － 922 － 1256

氏　　名 **青木順喜**（あおき じゅんき）
所属支部　郡山支部
登録番号　第 22051805 号
会員番号　第 2553 号
入会年月日　令和 4 年 8 月 1 日
事 務 所　郡山市堤下町 7 番 6 号
電話番号　024 － 925 － 4575

氏　　名 **駒木根俊彦**（こまき ねとしひこ）
所属支部　県南支部
登録番号　第 22051806 号
会員番号　第 2554 号
入会年月日　令和 4 年 8 月 1 日
事 務 所　岩瀬郡鏡石町高久田 102 番地 1
電話番号　070 － 4061 － 7237

氏　　名 **川音瑞貴**（かわおと みずき）
所属支部　郡山支部
登録番号　第 22051807 号
会員番号　第 2555 号
入会年月日　令和 4 年 8 月 1 日
事 務 所　郡山市開成2丁目12番地14 開成貸家2号
電話番号　090 － 2609 － 1689

氏　　名 **白藤晴也**（しらふじ せいや）
所属支部　福島支部
登録番号　第 22051920 号
会員番号　第 2556 号
入会年月日　令和 4 年 8 月 15 日
事 務 所　本宮市仁井田字吹上 23 番地 2
電話番号　0243 － 33 － 4206

会員の動き

変更届　（会員より下記の届出がありましたので、会員名簿の修正をお願いいたします。）

個人会員

会員番号	氏　　名	変　更　後
2209	藤原智子　（相双支部）	(事務所の名称)ベストファーム行政書士法人　南相馬事務所 (郵便番号)975－0004 (事務所所在地)南相馬市原町区旭町一丁目10番地 (電話番号)0244－32－0901 (FAX番号)0244－32－0902
2317	佐藤裕貴子　（県南支部）	(事務所の名称)さとう行政書士事務所 (郵便番号)962－0834 (事務所所在地)須賀川市旭町198番地2
2106	大槻礼子　（郡山支部）	(郵便番号)963－8852 (事務所所在地)郡山市台新二丁目29番20号
2290	浦山紀子　（郡山支部）	(電話番号)024－942－0522
2539	田久里美　（相双支部）	(兼業の略)社会保険労務士
2223	伊藤圭一　（郡山支部）	(事務所の名称)行政書士伊藤圭一事務所 (郵便番号)963－0701 (事務所所在地)郡山市緑ケ丘西三丁目16番地の8 (電話番号)024－953－6823 (FAX番号)024－953－6824
2261	三浦　智　（県南支部）	(事務所の名称)ベストファーム行政書士法人　白河事務所 (郵便番号)961－0856 (事務所所在地)白河市新白河一丁目36番地 (電話番号)0248－21－7181 (FAX番号)0248－21－7182
2427	鈴木一史　（福島支部）	(電話番号)0245－11－0433
2366	江尻一夫　（いわき支部）	(FAX番号)050－3145－3027
2192	久野裕紀　（いわき支部）	(FAX番号)0246－60－8358
2454	遠藤芳人　（会津支部）	(FAX番号)無し
2396	草野啓志郎　（いわき支部）	(FAX番号)050－3164－6336
2391	渡邉弘貴　（福島支部）	(FAX番号)050－3173－0753
1173	吾妻恵一　（いわき支部）	(事務所の名称)行政書士法人いわき自動車登録サポート (電話番号)0246－27－5355 (事務所所在地)いわき市内郷綴町舟場1番地の138
2469	尾形優太　（会津支部）	(事務所の名称)ベストファーム行政書士法人　会津若松事務所 (郵便番号)965－0037 (事務所所在地)会津若松市中央一丁目4番15号 (電話番号)0242－23－7961 (FAX番号)0242－23－7962
2492	渡邉俊明　（いわき支部）	(郵便番号)971－8162 (事務所所在地)いわき市小名浜花畑町16番地の14 (電話番号)0246－51－7041 (FAX番号)0246－51－9193
2100	髙萩俊之　（いわき支部）	(電話番号)0246－51－3232
2547	鶴田利幸　（いわき支部）	(電話番号)0246－43－2580 (FAX番号)0246－72－0503

法人会員

支部	法人番号	法人名	変　更　後	
相双	1001610	ベストファーム行政書士法人	従たる事務所設置	(事務所の名称) ベストファーム行政書士法人 南相馬事務所 (郵便番号)975−0004 (事務所所在地)南相馬市原町区旭町一丁目10番地 (電話番号)0244−32−0901 (FAX番号)0244−32−0902
会津	1001611	ベストファーム行政書士法人	従たる事務所設置	(事務所の名称) ベストファーム行政書士法人 会津若松事務所 (郵便番号)965−0037 (事務所所在地)会津若松市中央一丁目4番15号 (電話番号)0242−23−7961 (FAX番号)0242−23−7962

会員の動き

行政書士法人の紹介 （行政書士法人の届出がありましたので、ご紹介いたします。）

支部	法人番号	法人名		事務所所在地	設立年月日
いわき	2210201	主たる事務所	行政書士法人 いわき自動車登録サポート	いわき市内郷綴町 舟場1番地の138	令和4年 7月1日
	2210202	従たる事務所	行政書士法人 いわき自動車登録サポート軽事務所	いわき市中部工業団地 4番地の4	

退　会　者

支部名	会員番号	氏　名	事務所所在地	退会年月日
郡山	1782	小林古文字	田村市常葉町常葉字上野102番地の3	令和4年4月20日
福島	1869	三保英雄	二本松市若宮一丁目61番地10	令和4年5月25日
会津	778	松崎守男	会津若松市馬場町1-38	令和4年6月22日

訃　報 （謹んでご冥福をお祈りいたします）

郡山支部	1340	荒井久彰	令和４年４月13日（逝去）
郡山支部	2090	石塚俊正	令和４年７月29日（逝去）

令和4年度 会費納入について（お願い）……（経理部）

日頃会員の皆様には会の運営につきましては、ご協力をいただき感謝申し上げます。会費は会則施行規則第８条の３により、毎年５月末日まで納入することとなっておりますので、納入下さるようお願い致します。納入されない場合、会則第１８条の５の規定により、処分となります。

会費納入のお願い（各支部口座）

福島支部　○郵便振替口座
口座番号　02260 － 2 － 97368
名　　義　福島県行政書士会福島支部

郡山支部　○郵便振替口座
口座番号　02240 － 8 － 93394
名　　義　福島県行政書士会郡山支部
○郡山信用金庫　並木支店　普通
口座番号　0144472
名　　義　福島県行政書士会郡山支部

会津支部　○東邦銀行　会津一之町支店　普通
口座番号　1079590
名　　義　福島県行政書士会会津支部

いわき支部　○東邦銀行　平西支店　普通
口座番号　153204
名　　義　福島県行政書士会いわき支部

県南支部　○東邦銀行　白河支店　普通
口座番号　1225108
名　　義　福島県行政書士会県南支部
○郵便振替口座
記　　号　18220
番　　号　19436251
名　　義　福島県行政書士会県南支部

相双支部　○郵便振替口座
口座番号　02100 － 9 － 25126
名　　義　福島県行政書士会相双支部

※金額につきましては、各支部へお尋ね下さい。

会務日誌 （注）　◎本会関係　　○支部関係　　◇日行連関係

年月日		行　事	場　所	出　席　者
4. 8. 19	◎	丁種封印実績確認	本会相談室2	佐々木封印管理副委員長 青山封印管理委員
22	◎	職務上請求書確認審査事務	本会相談室2	安部総務部員
23	◎	本会研修会	Web研修及び本会会議室	全会員対象
23	○	会津若松市無料相談会	会津若松市生涯学習総合センター	会津支部相談員
23	○	いわき市無料相談会	いわき市役所	いわき支部相談員
29	◎	登録証交付式	本会会議室	会長
30	◎	本会研修会	WEB研修及び本会会議室	全会員対象
9. 2	○	大玉村無料相談会	大玉村役場	福島支部相談員
5	◎	職務上請求書確認審査事務	本会相談室2	石井総務部員
6	◎	本会研修会	サテライト研修(各支部研修会場)	全会員対象
6	○	いわき市無料相談会	いわき市役所	いわき支部相談員
7	◎	総合相談センター無料相談日	本会会議室	菅野(真)相談員･髙畑相談員
12	◎	第5回 部長会	本会会議室	会長･副会長･部長
15	○	伊達市無料相談会	伊達市役所	福島支部相談員

編　集　後　記

広報部　**松　本　裕　治**

こんにちは！

コロナウイルス感染症新規感染者が「世界1」と報道がされていますが、お盆中には多くの方が里帰り、旅行等に行動範囲が広くなっております。

そんな中、世界は、燃料不足・熱波・ウクライナへの軍事侵攻がおこり、農産物の輸入不足で関連食品が値上がりしております。

さて、私たち行政書士も時代の変化に紛れもまれないように、その時々に変化していかなければなりません。最大の課題は、多くの行政書士が各種許認可申請において、オンライン化について行けるかです。又、諸官庁への訪問により新しい情報の収集や教示を受けるなどの日常業務として活動するのも、必要になってくるのではないでしょうか。

今後とも、各種諸官庁の情報や電子申請の方法等を各先生方との情報交換により、行政書士会のために皆様の一助になれるよう、情報発信をしていきたいと思っております。

表紙タイトル文字「行政ふくしま」　郡山支部　渡　辺　金　治　会員

写真説明　（表　紙）「板倉神社から阿武隈川を望む」（写真提供：小田島達也）
（裏表紙）「古関裕而生誕の地」（写真提供：小田島達也）

コメント　今年も暑かった夏が終わり、入札参加資格申請に追われる秋がやってきました。

表紙には、1600年10月に勃発した東北の関ヶ原といわれる松川合戦の舞台となった阿武隈川を福島城跡の板倉神社より望みました。

裏表紙には、連続テレビ小説のモデルとなった古関裕而生誕の地にある石碑です。どちらも福島市の歴史の上で、重要な舞台を今回は取り上げました。

来年こそコロナも落ち着いてゆっくり歴史探訪できればなあと思う今日この頃です。

福島県行政書士会会報　**「行政ふくしま」**　No.140

発　行　日　令和4年9月
発　行　所　福島県行政書士会
〒963-8877　郡山市堂前町10番10号
TEL(024)973−7161　FAX(024)973−7174
ホームページ　https://www.fukushima-gyosei.jp
メールアドレス　info@fukushima-gyosei.jp
発　行　者　金沢　和則
編集委員　広報部長　安藤　強　　広報副部長　小田島達也
広　報　部　松本　裕治　　塩田　仍文

印　刷　所　株式会社ヨシダコーポレーション
〒963-0724　福島県郡山市田村町上行合字北川田22-1
TEL(024)942−0005㈹　FAX(024)942−2233

古関裕而生誕の地（写真提供：小田島 達也）